

高圧ガスタンクローリ再検査基準の見直しについて

1. 規格の要旨

「高圧ガスタンクローリ再検査基準（KHKS 0150）」は、高圧ガス運送自動車用容器及び当該容器に装置する附属品に係る再検査並びに当該容器に装置される設備附属品に係る定期自主検査及び保安検査（LP法37条の6に規定する保安検査に限る。）の事前検査に係る基準であり、容器検査所において検査の手順書として使用されている。

2. 前回の主な改正内容

当該規格は2007年に改正され、2008年に発行されている。前回改正時の主な改正点は以下のとおり。

- (1) 容器保安規則に新たに定義された圧縮水素運送自動車用容器及び同附属品に係る再検査について漏えい試験等の検査項目を追加し、当該項目に係る検査設備、検査方法、合格基準を規定した。
- (2) 容器保安規則に新たに定義された液化水素運送自動車用高圧安全弁及び低圧安全弁に係る気密試験及び安全弁作動試験について判定基準等を追加規定した。
- (3) 設備附属品に係る定期自主検査について協会発行の定期自主検査指針（KHKS1850）を取り込み、例えば「目視＋非破壊検査」にて耐圧強度を確認できるものは、従来規定していた耐圧試験を行う必要がない等の規定とした。

3. 見直しの方針（案）

今回の見直しについては、以下の理由から「確認」としたい。

- (1) 前回改正時から本規格の改正を要する関係省令等（容器保安規則、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則等）の改正は行われていない。
- (2) 定期自主検査指針は2009年に改訂版が発行され、フレキシブルチューブの検査方法が新たに規定された。しかし、当該規定については、同内容の保安検査基準（KHKS0850）が「保安検査の方法を定める告示」に採用されなかったため、現在、保安検査基準及び定期自主検査指針の改正作業を行っている。よって、フレキシブルチューブの検査方法の本規格への取り込みについては、定期自主検査指針改正後に検討することとする。

4. 今後のスケジュール（案）

確認に係る書面投票を実施する。